

○共同住宅等(新設・既設)に対する集中検針方式による遠隔指示メーター設置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、共同住宅等に対する集中検針方式による遠隔指示メーター設置に関する基準(以下「基準」という。)を定めるものである。

(対象範囲)

第2条 対象範囲は、建物の使用目的が、主として生活を営むためのものであることとする。

(適用範囲)

第3条 この適用範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 各戸に設置する子メーターは、計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定に合格したもの。
- (2) 前号に設置する子メーターは、電子式水道メーターで8ビット多機能型とする。
- (3) 各戸の子メーターは室外に設置し、必要の都度上部から指針の確認ができるスペースを確保すること。また室番号が確認できるように子メーターに明記する。
- (4) 集中検針盤は、自動呼出装置付で、ハンディターミナルに接続可能なもの。ただし、検針盤に接続するアダプターの規格はRS-232C(国際規格)とする。(別表1)
- (5) 集中検針盤の位置は、指示数枠の高さが床面1,200mm以上1,500mm以内で、常時検針可能な場所に設置すること。
- (6) 集中検針盤の設置は、親メーターに対して1箇所設置することを原則とする。
- (7) 集中検針盤は屋内に設置し、常時検針業務及び異常水量の調査等出入りが可能な場所とする。

(給水管工事の基準)

第4条 給水装置の設置については、給水装置工事仕様に原則として準ずる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

別表1(基準第3条関係)

集中検針盤用RS232Cの通信仕様

① ポートレートビット	9600BPS
② キラクタービット長	8ビット
③ バリティーチェック	無し
④ ストップビット	1ビット
⑤ セパレータ有効長	1個
⑥ データの区切り	無し
⑦レコード長	32バイト
⑧最終データ	最終データ送信後を送信 ALL“9”を送信